

新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p>(積荷目録の提出)</p> <p>3 - 1 船長(法第 26 条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。)が、海上システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その船舶に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物(託送品) <u>関税法基本通達 21 - 1(外国貨物の仮陸揚の範囲)(2)の八からトまでのいづれかに該当する貨物及び同通達 21 - 6(貨物の船移し)</u> の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。)の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</p> <p>また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段(外国貿易船の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</p> <p>(1) ~ (4)(省略)</p>	<p>(積荷目録の提出)</p> <p>3 - 1 船長(法第 26 条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。)が、海上システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その船舶に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物(託送品) <u>関税法基本通達 16 - 3(貨物の船移し)</u> の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物及び<u>関税法基本通達 21 - 1(外国貨物の仮陸揚の範囲)(2)の八からトまでのいづれかに該当する貨物を除く。</u>)の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</p> <p>また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段(外国貿易船の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p>